

# 虐待防止における指針

特別養護老人ホーム蔵前

## I、高齢者虐待防止における基本的考え方

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も入所者に対して虐待を行ってはならない。そのため、特別養護老人ホーム蔵前の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する

### 1 虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

入所者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

#### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、入所者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

#### (3) 心理的虐待

入所者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の入所者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### (4) 性的虐待

入所者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

#### (5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

## II、虐待防止委員会とその他施設内組織

### 1 虐待防止委員会の設置

#### (1) 設置の目的

虐待のない事業所づくりを目指し、虐待防止時には速やかに適切な対応をとることで入所者の尊厳を守ることが出来るよう取り組んでいく。

#### (2) 委員会の構成員

責任者：施設長

委員長：次長

委員

・特養係長

- ・相談係長
- ・通所係長
- ・居宅・包括係長
- ・管理栄養士
- ・看護職員（特養・通所・包括）

### （３）委員会の役割

- ・指針、マニュアルの定期的見直しと周知
- ・３ヶ月に１回、定期的に開催し、虐待防止のための対策を検討する。
- ・年に２回、研修を実施する。また、新任職員採用時には、虐待防止のための研修を実施する。

### （４）虐待防止責任者と委員の責務

- ・虐待防止責任者の責務
  - ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
  - ② 虐待防止のため当事者との話し合い
  - ③ 虐待防止に関する一連の責任者
- ・虐待防止委員の責務
  - ① 入所者からの虐待通報受付
  - ② 職員からの虐待通報受付
  - ③ 虐待内容と入所者の意向の確認と記録
  - ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

## Ⅲ、高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する

- （１）事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- （２）提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- （３）職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み
- （４）職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

## Ⅳ、虐待発生時の考え方

### １ 虐待の発見及び通報

- （１）職員は入所者、家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない
- （２）入所者に虐待が疑われる場合には、虐待防止委員に速やかに報告する。その後、「虐待防止マニュアル」に基づきすみやかな解決につなげる

### ２ 虐待に対する職員の責務

- （１）施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であること認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない

- (2) 虐待防止委員は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は虐待防止委員会を開催し解決にあたる。また、法人本部へ報告するとともに速やかに区の担当者へ報告する

## V 指針の閲覧について

当施設での高齢者虐待防止指針は、求めに応じていつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページにも公表し、いつでも入所者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

## VI 記録の保管

虐待防止委員会の審議内容等、法人内における虐待防止に関する諸記録は5年間保管します

附則

この指針は令和4年4月1日から施行する